

となみ衛星通信テレビ株式会社

ケーブルスマホ約款

平成29年12月1日

— ケーブルスマホ契約約款 —

目 次

第1章 総 則	3
第1条 (約款の適用)	3
第2条 (約款の変更)	3
第3条 (用語の定義)	3
第4条 (最低利用期間)	3
第5条 (サービスの提供区域)	3
第6条 (権利の譲渡制限等)	3
第2章 申込及び承諾等	3
第7条 (申込)	3
第8条 (申込の承諾等)	4
第9条 (サービス利用の要件等)	4
第3章 契約事項の変更等	4
第10条 (サービス内容の変更)	4
第11条 (契約者の名称の変更等)	5
第12条 (個人の契約上の地位の引継)	5
第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止	5
第13条 (利用の制限)	5
第14条 (利用の中止)	5
第15条 (利用の停止等)	5
第16条 (サービスの廃止)	5
第5章 契約の解除・解約・一時中断	5
第17条 (当社の解除)	5
第18条 (契約者の解約)	5
第19条 (利用の一時中断)	6
第6章 料金等	6
第20条 (料金の適用)	6
第21条 (基本・付加機能料金の支払義務)	6
第22条 (手数料・契約解除料の支払義務)	6
第23条 (料金等の請求方法)	6
第24条 (料金等の支払方法)	6
第25条 (割増金)	6
第26条 (遅延損害金)	6
第27条 (割増金等の支払方法)	6
第28条 (消費税)	6
第7章 個人情報	6
第29条 (個人情報の取扱い)	6

第8章 損害賠償	6
第30条 (第三者の責による利用不能)	6
第31条 (保証及び責任の限定)	6
第9章 雑 則	6
第32条 (当社の装置維持基準)	7
第33条 (反社会的勢力の排除)	7
第34条 (定めなき事項)	7
付 則	7
ケーブルスマホ料金表	8
個品割賦販売契約約款	10

ケーブルスマホ契約約款

となみ衛星通信テレビ株式会社（以下「当社」といいます。）と当社が提供するケーブルスマホサービスを受けるもの（以下「契約者」といいます。）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとしします。

第1章 総 則

第1条（約款の適用）

当社は、ケーブルスマホ契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これに基づきケーブルスマホサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味	
ケーブルスマホサービス	この本約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）がFOMA サービス契約約款およびXi サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基づき提供するサービスであって、次に従って区分されるもの。	
	形状区分	内 容
	標準SIMカード	形状を標準SIMとするSIMカードを当社が貸与するもの
	microSIMカード	形状をmicroSIMとするSIMカードを当社が貸与するもの
	nanoSIMカード	形状をnanoSIMとするSIMカードを当社が貸与するもの
	機能区分	内 容
	データ通信機能	インターネットプロトコルによる相互通信を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「データ通信専用SIMカード」といいます
	SMS機能	インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内での送受信及び国外への送信が可能なSMS (Short Message Service) 機能
	音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外での送受信が可能な音声通話機能を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「音声通話機能付きSIMカード」といいます
	バンドルクーポン	バンドルクーポンとは、毎月配られる一定量のクーポン契約者が、当社が定める通信速度を超えてドコモのLTE及び3G網を利用した通信を行うために必要なものをいいます。）のこと
提供区分	内 容	
データ通信専用SIMカード	当社が本サービスを提供するにあたり、データ通信専用SIMカードを契約者に貸与するもの	
音声通話機能付きSIMカード	当社が本サービスを提供するにあたり、音声通話機能付きSIMカードを契約者に貸与するもの	
付加機能	内 容	
追加クーポン	契約者が必要に応じて利用者識別番号ごとに購入するクーポン	

ケーブルスマホ契約	当社からケーブルスマホサービスの提供を受けるための契約（以下「本契約」といいます。）。
ケーブルスマホ利用者	当社が提供するケーブルスマホサービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）。
利用者識別番号	利用者を識別するための番号であって、本契約に基づいて特定事業者が利用者に割り当てるもの。
MNP（携帯電話番号ポータビリティ）	電話番号を変更することなく、電気通信事業者を変更して音声通話機能付きSIMカードの提供を受けられるもの。
回線名義人	MNPを利用する電話番号で電気通信事業者と契約している者、または利用者識別番号の名義人。
移動無線装置	本契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置。
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備。
利用者回線	本契約に基づいて無線基地局設備と当社が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線。
SIMカード	利用者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ケーブルスマホサービスの提供のために当社が契約者に貸与するもの。
パケット通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信。
利用者回線等	利用者回線および利用者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または特定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備。
利用開始日	ケーブルスマホサービス利用の申込を当社が承諾した後、当社が契約者にSIMカードを提供した日。
最低利用期間	当社がケーブルスマホサービスのプラン毎に定める最低利用期間であって、本サービスの課金開始月をその起算月とするもの。

第4条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、課金開始月から2年間とします。最低利用期間内に解約（第18条（契約者の解約）第2項または第3項の規定により解約された場合を除きます。）する場合は、料金表に定める契約解除料が生じます。

第5条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます。）が提供するサービス「IIJmio 高速モバイル/Dサービス」の提供区域に準ずるものとしします。

第6条（権利の譲渡制限等）

契約者が、本サービスの契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。
2. 契約者は本サービスを再販する等第三者に本サービスを利用させることはできません。

第2章 申込及び承諾等

第7条（申込）

本サービス利用の申込（以下「申込」といいます。）は、加入申込書への記入が必要です。
2. 本サービスの申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を提示し、さらにその書類を当社が指定する方法で提出する必要があります。

第8条（申込の承諾等）

当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの申込者（以下「申込者」といいます。）が本サービスの契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (2) 申込者が第15条（利用の停止等）第1項各号の事由に該当するとき
 - (3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から契約を解除したことがあるとき
 - (4) 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき
 - (5) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができない口座又はクレジットカードを指定したとき
 - (6) 前条（申込）第2項において、本人確認ができないとき
 - (7) 本サービスの申込をする者が、未成年者であったとき
2. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社に、申込者に対しその旨を通知します。
3. 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において申込者から書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。
4. 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、個数の上限を超えて本サービスの申込があったときは、当社は、上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

第9条（サービス利用の要件等）

当社は、サービス利用の要件を以下に定めるものとします。

- (1) 契約者が本サービスにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定します。契約者は、当社指定のIPアドレス以外のIPアドレスを使用して本サービスを利用することはできません
- (2) 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。）による転入又は転出を行うことができます
- (3) MNP転入には、以下の条件が適用されます
 - (i) 転入元事業者の契約者と、本サービスの契約の契約者が同一である必要があります
 - (ii) 転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります
 - (iii) 電話番号を利用することができない期間（MNP転入手続完了後から、手続きに係る音声通話機能付きSIMカードが契約者の指定した送付先に到着するまでの期間）があります
 - (iv) 本サービス申込と同時にMNP手続きを行う必要があります
- (4) 契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします
 - (i) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、

損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと

- (ii) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (iii) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (5) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします
- (i) 本サービスの契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - (ii) 異なる形状区分のSIMカードへ変更した場合
 - (iii) 前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合
- (6) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に貸与機器を当社に返還するものとします
- (7) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします
- (8) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします
- (9) 契約者は、当社に対し、亡失品の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします
- (10) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします
- (11) 契約者は、本サービスの契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします
- (12) 契約者は、音声通話機能付きSIMカードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします
- (13) 本サービスにおいては、第13条（利用の制限）及び第15条（利用の停止等）に定めるほか、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります。契約者はあらかじめこれに同意するものとします
- (14) 本サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします

第3章 契約事項の変更等

第10条（サービス内容の変更）

本サービスにおいて、異なる形状区分のSIMカードへの変更を請求することができます。

2. 第7条（申込）第2項及び第8条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第11条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出た口座又はクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに変更の内容について通知するものとします。

第12条（個人の契約上の地位の引継）

契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したときは、元契約者に係る本サービス契約は、終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係る本サービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、相続人は、元契約者の契約上の地位（元契約者の契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

2. 第8条（申込の承諾等）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「本サービス利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第13条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

2. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第14条（利用の中止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社または本サービス提供元であるIIJの電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 当社または本サービス提供元であるIIJが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
2. 当社は、本サービスの利用を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第15条（利用の停止等）

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、本サービス利用を停止又は制限することがあります。

- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき
- (2) 料金等本サービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する

者の利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき

- (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において本サービスを利用したとき
- (6) 第8条（申込の承諾等）第1項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (7) 契約者が指定した口座又はクレジットカードを使用することができなくなったとき
- (8) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき

2. 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。
4. 契約者は、当社から本サービスの利用に関し説明を求められたときは、要請に応じるものとします。ただし、契約者の利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第16条（サービスの廃止）

当社は、都合により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。

第5章 契約の解除・解約・一時中断

第17条（当社の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの契約を解除することがあります。

- (1) 第15条（利用の停止等）第1項の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が停止又は制限の日から1ヵ月以内に停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、停止又は制限が同条第1項第2号の事由による場合は、本契約を直ちに解除することがあります
- (2) 第15条（利用の停止等）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。

第18条（契約者の解約）

契約者は、当社に対し、当社の指定する方法で通知することにより、本サービスの契約を解約することができます。

- (1) 本サービスにおいて、契約者の通知による解約の効力は、通知があった日の属する月の末日に生じるものとします
- (2) 本サービスにおいて、契約者が、当社に対しMNPによる転出を通知した場合は、サービスの解約を通知したものとみなされます

2. 第13条（利用の制限）又は第14条（利用の中止）第1

項の事由が生じたことによりケーブルスマホを利用することができなくなった場合において、本サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、本契約を解約することができます。この場合において、解約は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3. 第16条（サービスの廃止）第1項の規定により本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、廃止の日に廃止された本サービスの契約が解約されたものとします。

第19条（利用の一時中断）

当社は契約者からの申し出があり、当社が必要とみとめたときに、本サービスの利用の一時中断を行います。ただし、一時中断期間中も基本料金等は発生いたします。

第6章 料金等

第20条（料金の適用）

本サービスの料金は、基本料金、付加機能料金、オプション料金、手数料、契約解除料とし、別途料金表の定めるところによります。

第21条（基本・付加機能料金の支払義務）

基本・付加機能料金は、課金開始月から本サービスを提供した最後の日が属する月までの期間について発生します。この場合において、第15条（利用の停止等）の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合における停止の期間は、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

2. 当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社がその状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）その状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に基本料金の30分の1を乗じて算出した額を、基本料金から減額します。ただし、契約者が請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。
3. 前項の場合でも付加機能料金は、減額しないものとします。
4. 本サービスが全く利用できない状態が貸与機器の故障によるものである場合は、貸与機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、前項の規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

第22条（手数料・契約解除料の支払義務）

契約者は、本約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手数料・契約解除料の支払を要します。（MNP転出の場合も含む）

第23条（料金等の請求方法）

当社は、契約者に対し、毎月基本料金を請求します。

第24条（料金等の支払方法）

契約者は、本サービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第25条（割増金）

本サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額（以下「割増

金」といいます。）を支払うものとします。

第26条（遅延損害金）

契約者は、本サービス料金の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とします。

第27条（割増金等の支払方法）

第24条（料金等の支払方法）の規定は、第25条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第28条（消費税）

契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第7章 個人情報

第29条（個人情報の取扱い）

当社は、契約者から取得した個人情報については、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づいて適正に処理します。

第8章 損害賠償

第30条（第三者の責による利用不能）

第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害賠償額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害賠償額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害賠償額に乘以算出した額とします。

第31条（保証及び責任の限定）

当社は、本サービスの提供により本契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る利用料金を上限として、本契約者に損害賠償責任を負うものとします。ただし、当該損害が当社の故意または重過失による場合は、この限りではありません。また、以下の各号に該当する損害については、いかなる場合においても当社は一切責任を負いません。

- (1) 本契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
- (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
- (4) 逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した本契約者の損害

2. 契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

3. 本サービスは、ドコモが提供するドコモの移動無線通信

に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第9章 雑 則

第32条（当社の装置維持基準）

本サービスを提供するための装置は、サービス提供元であるIIJが、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第33条（反社会的勢力の排除）

契約者は、契約者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) 前各号の共生者
 - (9) その他前各号に準ずる者
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社等の信用を毀損し、又は当社等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 次の各号のいずれかに該当し、契約を締結すること、又は継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、契約者との契約について、解除等を行うことができるものとします。
- (1) 契約者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - (2) 契約者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
 - (3) 契約者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (4) 前3号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
4. 前項の規定の適用により契約が解除された場合、契約者は、契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
5. 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、契約者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

第34条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

付 則

1. 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。
2. この約款は、平成27年11月1日より施行します。

ケーブルスマホ料金表

・表記説明

- (1) 特記事項なき料金は、1台(単位)あたりの月額利用料です。
 (2) 料金はすべて税抜きです。()内の料金は、8%税込料金です。

1. ケーブルスマホ基本料金

(1) SIMカード基本料金(月額)

プラン	料金
音声機能付きSIMカード(0GB)	1,980円(2,138円)
データ通信専用SIMカード(3GB)	1,500円(1,620円)
音声機能付きSIMカード(3GB)	2,180円(2,354円)
データ通信専用SIMカード(5GB)	2,100円(2,268円)
音声機能付きSIMカード(5GB)	2,780円(3,002円)
データ通信専用SIMカード(7GB)	2,500円(2,700円)
音声機能付きSIMカード(7GB)	3,180円(3,434円)
データ通信専用SIMカード(20GB)	4,600円(4,968円)
音声機能付きSIMカード(20GB)	5,280円(5,702円)

※ケーブルスマホの基本料金は、当社が契約者にSIMカードを提供した日の翌月から発生します。

※ケーブルスマホの利用終了に係る日の属する月の基本料金の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記表中の基本料金の額として定める金額とします。

(2) 通話料金

項目	料金	
通話料金(国内)	20円(21円) / 30秒	
デジタル通信料金(国内)	36円(38円) / 30秒	
通話料(国際)	ドコモが定める国際電話サービス契約において通話料として定められた額と同額 ※非課税	
国際ローミング料金	ドコモが定めるFOMAサービス契約及びXiサービス契約において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額 ※非課税	
割引通話オプション通話料金(国内)	10円(10円) / 30秒	
割引通話オプション通話料金(国際)	10円 / 30秒 ※非課税	
SMS送信料金	送信料金	
	国内への送信	送信文字数 70文字(半角英数字のみの場合1~160文字)まで 3円(3.24円)
	国外への送信	送信料金 ※非課税 送信文字数 70文字(半角英数字のみの場合1~160文字)まで 50円
	国外からの送信	1回あたりの送信料金 ※非課税 100円
SMS受信料金	0円	

※SMS送信料金、通話料金(国内)、通話料金(国際)、国際ローミング料金、割引通話オプション通話料金(国内)及び(国際)は、SMS送信、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、ケーブルスマホ基本料金とは別に支払を要する料金として定めるものです。

※通話料金(国内)及び通話料金(国際)のうち、テレビ電話・64kb/sデータ通信などのデジタル通信を利用した場合、デジタル通信料金が適用されます。

※契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認され

た場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はケーブルスマホの利用を停止することがあります。

※ケーブルスマホの利用終了にかかわらず、SMS機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、削除日又は解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

※通話料金(国内)及び通話料金(国際)は、ケーブルスマホ基本料金より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。

※電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

※割引通話オプション通話料金(国内)及び(国際)は、専用のプレフィックス番号をつけて発信した場合にのみ適用されます。また、割引通話オプション(国際)は、指定の「国際通話サービス提供国・地域」にのみ提供されます。

(3) ユニバーサルサービス料

項目	料金
ユニバーサルサービス料	3円(3円) / 1電話番号

※ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110番・119番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与するSIMカード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があります。変更後の額は、基礎的電気通信業務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までにwebサイト上で通知を行うものとします。

(4) セット割引

項目	割引額
セット割引(ダブル割)	300円(324円)
セット割引(トリプル割)	600円(648円)

※セット割引(ダブル割)は、当社のテレビ・インターネットサービスのいずれかにご加入のお客様に適用されます。

※セット割引(トリプル割)は、当社のテレビ・インターネットサービスをご加入のお客様に適用されます。

※セット割引は、当社他サービスが満額請求の場合のみ適用となります。

※セット割は当社のテレビ又はインターネットをご利用の住所と同一でない場合は対象外となります。

※セット割はケーブルスマホ基本料の課金月からの適用となります。

2. 付加機能

項目	料金	内容
追加クーポン	200円(税込216円) / 100MB	毎月の利用数の上限はございません。有効期限はご購入いただいた月から3ヵ月後の末日となります。クーポンは利用期限の近いものから順番に消費されます。

3. オプション料金（月額）

項目	料金
SMS機能付帯(データ通信専用SIMカードのみ)	150円 (162円)
留守番電話(音声機能付SIMカードのみ)	300円 (324円)
割り込み電話着信(音声機能付SIMカードのみ)	200円 (216円)
安心パック A (テクニカルサポート、セキュリティソフト)	400円 (432円)
安心パック B (テクニカルサポート、セキュリティソフト、 端末保証(36ヵ月))	600円 (648円)
子供/青少年安心パック	300円 (324円)
通話定額オプション ※音声機能付きSIMカードプランのみ	830円 (896円)

※SMS機能付帯(データ通信専用SIMカードのみ)は申込み時
のみ選択可能です。

※安心パック Bの端末保証はケーブルスマホ加入月から36ヵ月
目までとなります。37ヵ月目からは端末延長保証は適用外と
なるため、安心パック Aに自動変更となります。

※通話定額オプションは1通話あたり10分以内の通話料金が無
料となります。通話先電話番号の前に0037-691を付加した日
本国内間の音声通話に限ります。10分超過時は10円/30秒
の通話料金が発生いたします。

4. 手数料

項目	手数料	内容
新規契約手数料	3,000円 (3,240円)	新規契約
SIMサイズ変更・ 交換手数料	3,000円 (3,240円)	利用端末変更に伴う SIMサイズ変更
SIM同番再発行 手数料	3,000円 (3,240円)	紛失・故障・盗難等に 伴う再発行
MNP転出手数料	3,500円 (3,780円)	他社へのMNP転出

5. 契約解除料

項目	手数料	内容
契約解除料 (1年以内)	9,800円 (10,584円)	新規契約及び更新契約 から1年以内の解約に 対する違約金
契約解除料 (1年以上2年以内)	3,000円 (3,240円)	新規契約及び更新契約 から1年以上2年未満 の解約に対する違約金

※解約解除料について、加入から翌月までを1ヶ月目としてカウ
ントし、24ヶ月目までを契約期間とします。契約期間中に解
約をした場合は契約解除料(1～12ヶ月目:9,800円(税抜)、
13～24ヶ月目:3,000円(税抜))がかかります。

6. 各種料金と請求月

項目	当月料金の請求月
SIMカード基本料	翌月
ケーブルスマホ通話料・SMS送信料	翌々月
ユニバーサルサービス料	翌月
付加機能(追加クーポン)料金	翌々月
オプション料金(月額)	翌月
音声機能付帯料	翌月
手数料	翌月
契約解除料	当社が解約日を確認した日の翌月
端末代金	翌月

付則

1. この料金表は、平成29年7月1日より適用します。

以上

個品割賦販売契約約款

第1条 (契約約款の適用等)

となみ衛星通信テレビ株式会社（以下「当社」といいます。）は、携帯電話機、その付属品及びその他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下あわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、この個品割賦販売契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより購入者と商品の割賦販売に係る契約（当社が他の契約約款等により締結するものを除きます。以下「個品割賦販売契約」といいます。）を締結します。

2. 当社は、1の商品ごとに1の個品割賦販売契約を締結します。
3. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、個品割賦販売契約の契約条件は、変更後の本約款によるものとします。

第2条 (個品割賦販売契約の申込みをすることができる条件)

個品割賦販売契約の申込みは、当社のケーブルスマホ回線約款に基づき、当社が別に定める種類のサービス（以下「指定サービス」といいます。）に係る契約を締結している者が、商品を当社から購入する場合に限り、行うことができます。

第3条 (契約の申込み方法及び承諾等)

購入者は、個品割賦販売契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記した所定の申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただきます。

- (1) 個品割賦販売契約に係る購入者の氏名又は名称
 - (2) 購入者の指定サービスの契約者回線（携帯電話機の購入に係る個品割賦販売契約の申込みについては、その携帯電話機を主として接続する契約者回線とし、以下「指定ケーブルスマホ回線」といいます。）に係る電話番号
 - (3) その他本申込書で指定された事項
2. 前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。
3. 当社は、次の場合には個品割賦販売契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) その申込みをした者が賦払金（各回ごとの商品の代金の支払金額をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) その申込みを承諾することにより、その申込みをした者に係る個品割賦販売契約等（その申込みをした者と当社等との間で締結する個品割賦販売又は個別信用購入あっせんに係る契約であって当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）の総数が当社が定める基準を超えるとき。
- (3) その申込みをした者が指定サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 当社の業務遂行上支障があるとき。
- (5) その他当社が不適当と判断したとき。

第4条 (契約の成立時点)

個品割賦販売契約は、当社が購入者からの個品割賦販売契約の申込みを承諾した旨を、購入者に通知した時をもって成立するものとします。

第5条 (商品の引渡し及び所有権の移転)

商品の所有権は、購入者が当社に本商品の代金の全額について支払いを完了するまでは当社が留保するものとし、

購入者が当社に商品の代金の全額について支払いを完了した時点で、商品の所有権は購入者に移転するものとします。

2. 購入者は、前項の規定により、所有権が当社から購入者に移転するまで、本商品について買入、担保、転売、贈与、貸与、譲渡等、当社の権利を侵害する一切の行為をしないものとします。また、購入者は、本契約に係る契約者としての地位を、第三者に譲渡することはできないものとします。

第6条 (賦払金の支払方法)

購入者は、賦払金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、本申込書記載の支払方法により、当社に支払うものとします。

第7条 (債務の履行の継続)

購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務の完済までに、購入者と当社等との指定ケーブルスマホ回線に係る契約が解除された場合又は指定ケーブルスマホ回線に係る指定サービスの利用の一時休止があった場合であっても、その原因の如何に関わらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

2. 当社等は、購入者が指定ケーブルスマホ回線に係る指定サービスの利用を一時休止した場合であっても個品割賦販売契約に基づく債務の支払を怠ったときは、当該指定ケーブルスマホ回線に係る契約を解除することができるものとし、購入者は、当社等に対し、このことについてあらかじめ承諾していただきます。
3. 当社等は、前項に定める解除を行うときは、あらかじめ当該購入者にそのことを通知します。

第8条 (届出事項の変更)

購入者は当社に届け出た氏名、住所、連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。

2. 購入者は、前項の通知がないために、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

第9条 (契約上の地位の譲渡)

購入者は、ケーブルスマホ約款の規定により指定ケーブルスマホ回線に係る利用権を第三者に譲渡する場合、個品割賦販売契約の契約上の地位（賦払金の支払債務に係るものを含みます。）が当該第三者（以下この条において「譲受人」といいます。）に譲渡されることになることを承諾し、かつそのことを譲受人に説明して承諾させる義務を負うものとします。ただし、当社等は、次の各号のいずれかの場合には、指定ケーブルスマホ回線に係る利用権及び個品割賦販売契約の契約上の地位の譲渡を承諾しないことがあります。

- (1) 譲受人が賦払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) その譲渡を承諾することにより、譲受人に係る個品割賦販売契約等の総数が当社が定める基準を超えるとき。
- (3) 譲受人が当社等と締結している指定サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 法令に違反することとなるとき。
- (5) 当社等の業務遂行上支障があるとき。
- (6) その他当社等が不適当と判断したとき。

第10条 (期限の利益の喪失)

購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に

個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 賦払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
 - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - (5) その売買契約が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合で購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1) 個品割賦販売契約上の義務に違反し、その違反が個品割賦販売契約の重大な違反となるとき。
 - (2) 購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第11条（遅延損害金）

購入者が、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該賦払金に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合には、この限りではありません。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。

2. 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、本申込書記載の支払総額から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第12条（手数料の負担等）

購入者は、賦払金の支払いに関する手数料を負担するものとします。この場合において、当該手数料の金額及びその負担の方法は、購入者が指定サービスに係る料金を支払う場合に準ずるものとします。

第13条（見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

購入者は、見本、カタログ等による申込みにより引渡された商品が見本、カタログ等と相違していることが明らかになった場合、速やかに当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか、又は当該売買契約を解除することができるものとします。この場合において、購入者は、売買契約を解除したときは速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

購入者は、個品割賦販売契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員

- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号の共生者
- (9) その他前各号に準ずる者

2. 購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社等の信用を毀損し、又は当社等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 次の各号のいずれかに該当し、個品割賦販売契約を締結すること、又は個品割賦販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、購入者との個品割賦販売契約について、解除等（個品割賦販売契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに個品割賦販売契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。

- (1) 購入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (2) 購入者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
- (3) 購入者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (4) 前3号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

4. 前項の規定の適用により、個品割賦販売契約が解除された場合、購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

5. 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、購入者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

第16条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

付 則

1. 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
2. この約款は平成27年11月1日から施行します。